

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定めるものとする。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第2条 法第7条の2第4項の規定により当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行う補正の基準は、次のとおりとする。

- (1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種類ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、0.05以下であるときは0）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数

当該病床の利用者の数

- (2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
 - (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。
 - (4) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。
 - (5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。
- 2 前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮し

て知事が推定する数によるものとする。

- 3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(既存の病床数の補正)

第3条 法第7条の2第5項の規定により当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

(専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所)

第4条 法第18条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

(病院の人員の基準)

第5条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを加え

た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科^{くわう}においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数
(病院の施設の基準)

第6条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。
- (2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- (3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者が食事をするのに適した広さを有しなければならないこと。
- (4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。
(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第7条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端

数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数
(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第8条 第6条第2号から第4号までの規定は、法第21条第2項第3号の条例で定める施設について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(省令の経過措置の取扱い)

2 次の各号に掲げる規定の経過措置は、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後においても当該各号の規定の例により適用する。

(1) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第48条、第52条第5項及び第6項並びに第53条から第55条まで

(2) 医療法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第20条、第22条、第23条第2号及び第3号並びに第24条